

# 令和5年度 奨学金募集案内

(日本学生支援機構分を除く)  
書類提出期限を過ぎた奨学金情報も掲載しております。

No	奨学金の名称	学生課提出締切日	形態	金額 (月額)	応募 人員	備考1	備考2	備考3
1	公益財団法人 シマノ財団	R5. 4. 5	給与	25,000円		現3年生対象	・学業・人物共に優秀で経済的理由により修学が困難な者。 ・1年1回の奨学生交流会(大阪)等、当財団の行事に出席できる者及び2回の状況報告ができる者(交流会は9月中旬頃を予定)	他奨学金との併給は差しつかえないが、合計額は10万円を超えない範囲とする。(10万円を多少超える場合は応相談)
2	JIES・ジョンソン コントロールズ 高専生奨学金	R5. 4. 14	給与	50,000円		R5. 4月時点で、 4・5年生、専攻科1・2年生に在籍する日本人学生または私費留学生	給付期間は1年 R4. 4. 7までに書類を受け取り、 学生担当にメールを送信してください。 (書類データを送信します。)	同協会の他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給合計額が年60万円(月額5万円)以下の者(返済が必要な貸与奨学金等は除く) 再応募不可 <u>※推薦書は4/3以降新任、専攻科主任に依頼してください。</u>
3	中西奨学会	R5. 4. 28	給与	20,000円	1名	R5年度2年生より4年間	同一世帯の生計維持者の前年度の収入金額が税込500万円を超える方は出願不可。	<u>※推薦書は4/3以降新任に依頼してください。</u>
4	レントオール奨学財団	R5. 4. 24	給与	1~3年 20,000円 4年以上 30,000円		機械・都市システム・建築学科生及び専攻科生	保護者が大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県または和歌山県に住所を有する者	他の奨学金との併給(貸与を除く)不可。(ただし、日本学生支援機構及び地方自治体の奨学金は除く。日本学生支援機構の4年生以上の修学支援新制度奨学金受給者は給付状況を勘案して選考。)
5	日本国土開発 未来研究財団	R5. 4. 24	給与	25,000円		R5年4月入学生 R5. 4. 1現在で16歳以下	人物、学業ともに優秀で、経済的理由により就学が困難であると認められる者	民間企業及び団体の給付型奨学金併用不可
6	兵庫県高等学校教育振 興会奨学資金	R5. 5. 8	貸与	自宅： 18,000円 自宅外： 23,000円		兵庫県内に保護者が在住である1~5年生	日本学生支援機構奨学金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金等との併用不可	希望者は、通学交通費、電動アシスト自転車購入費、タブレット端末等購入費も貸与可(但し、本会の奨学生に限る)
7	あしなが育英会 (在学採用1~3年生)	R5. 5. 1	給付	30,000円		1~3年生	保護者等が病気で災害(交通事故を除く)もしくは自死などで死亡、または保護者が1~5歳の障がい認定を受けている家庭。	給付期間：2023年4月から卒業まで
8	関育英奨学会	R5. 5. 8	貸与	20,000円	1~2名	2~5年生	人物・学業とも優秀かつ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者。	貸与期間：2023年4月から卒業まで
9	朝鮮奨学会 (1~5年生)	直接応募 ~R5. 5. 10	給与	10,000円		韓国人・朝鮮人学生 (韓国籍・朝鮮籍)	給付期間は1年間。継続給付を希望する者は、再応募し審査を受ける必要あり。	・本会所定の諸行事に出席する必要あり
10	朝鮮奨学会 (専攻科生)	直接応募 ~R5. 5. 12	給与	25,000円		韓国人・朝鮮人学生 (韓国籍・朝鮮籍)	給付期間は1年間。継続給付を希望する者は、再応募し審査を受ける必要あり。	・本会所定の諸行事に出席する必要あり
11	大阪府育英会 (1~5年次)	R5. 5. 2	貸与	年額100,000 円+授業料まで可		1~5年生 保護者が大阪府内に在住	所得判定額が251,100円未満 (令和4年度の市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額=所得判定額) ※4人世帯(父母、子供二人)の場合、目安として年収が800万円未満。	貸与金額は年額100,000円+授業料(授業料免除額を差し引いた額)までの希望する額を貸与可。
12	住友電工グループ社会 貢献基金	R5. 8. 21	給与	30,000円	1名	R5年度5年に在籍し、当基金が指定する大学の3年次への編入を希望する者	月額の給付型奨学金総額は10万円以下。併給先連動要。 ※総額に修学支援新制度の給付型奨学金、貸与型奨学金は含まない。	給付期間 大学3年編入者：令和6年4月分から最長2年または3年 面接選考有り。
13	交通遺児育英会 (在学採用)	R5. 12. 11	貸与	2・3・4万円 (1~3年) 4・5・6万円 (4・5年 専攻科生 より選択)		1~5年生、専攻科生 ※4・5年生、専攻科生は区分が異なるため、希望者は早めにお知らせください。	保護者が道路における交通事故で死亡又は重度の後遺障害者となった家庭の学生	貸与額のうち 1~3年：1万円は給付 4・5年・専攻科：2万円は給付
14	交通遺児育英会 (予約採用)	1次：R5. 7. 31 2次：R5. 12. 11	貸与	4・5・6万円 より選択		令和6年度4月に大学・短大に進学を希望する者	保護者が道路における交通事故で死亡又は重度の後遺障害者となった家庭の学生	
15	高砂市奨学金	R5. 5. 24	給与	8,000円		高砂市に在住	①生活保護世帯または②総所得金額が定められた基準以下または①②以外の世帯で世帯主の死亡等により経済的に修学が困難である者 例、令和4年の家族全員の所得金額の合計が世帯人員4人の場合1,505,000円未満	
16	日教弘高等学校等給付 奨学金	R5. 6. 14	給与	(年額) 50,000円	2名	1~3年生の学生対象	・人物・学業ともに良好で経済的理由から就学が困難な学生。 ・令和4年の収入が保護者等全員で480万円未満	
17	ニコン奨学金	R5. 5. 29	給与	20,000円 (本科2・4年生) 30,000円 (ME専攻1年生)	各学年 2名	本科2・4年生、 ME専攻1年生対象	【本科2・4年生の申請条件】 成績要件：令和4年度の成績が所属学科(文科の場合は所属コース)内の上位3分の1以内 家計基準：令和4年度(令和3年の収入)の総収入が年額730万円以下 ※高専機構全体で15名まで採用	【ME専攻1年生の申請条件】 成績要件：なし 家計基準：令和4年度(令和3年の収入)の総収入が年額730万円以下 ※高専機構全体で10名まで採用
18	三木市教育委員会奨学 金	R5. 6. 12	給与	6,000円		令和5年4月1日以前から本人又は本人の生計を主として維持する方が、三木市に住民登録をしていること。	・ひとり親家庭、失業家庭、生活保護家庭又は疾病その他特別な事情により経済的に困窮状態にあると認められる家庭。 ・家族構成に応じた所得制限有り(例：令和4年の所得額が世帯人員4人の場合293万円以下)	期間1年間

No	奨学金の名称	学生課提出締切日	形態	金額 (月額)	応募 人員	備考 1	備考 2	備考 3
19	日工記念事業団	R5. 6. 9	給与	20,000円	1名	1年生対象	給付期間：5年生まで	家計については、令和4年度の所得金額により判定
20	芦屋市奨学金	R5. 6. 26	給与	課税世帯 5,000円		芦屋市内に保護者が在住 ※1～3年生の学生対象	家族構成に応じた所得制限有り（家計急変発生後1年間の所得額が選考基準額以下になる見込である世帯を含む） 例：令和4年の所得額が世帯人員4人の場合309万円以下	生活保護受給世帯、兵庫県高校生等奨学給付金制度による給付を受けることのできる方は対象外
21	公益財団法人朝日ウッドテック財団	R5. 7. 28	給与	25,000円	1名	4年生対象	学力基準(目安)：1～3年生までで取得した全単位数のうち、優の評価を受けた単位数の合計が60%以上を占めること 家計基準(目安)：日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準に準ずる	・志操堅固、学力優秀、かつ特に経済的援助を必要とする者。 ・他の奨学金との重複について制限はないが、給付奨学金については他の団体からの奨学金の給付を受けていない者を優先する。
22	日教弘高等学校等給付奨学金(再募集)	R5. 8. 21	給与	(年額) 50,000円	2名	1～3年生の学生対象	・人物・学業ともに良好で経済的理由から就学が困難な学生。 ・令和4年の収入が保護者等全員で480万円未満	
23	ビヨンドトゥモロージャパン未来スカラシップ・プログラム	R5. 10. 2	給与	(年額) 500,000円		次年度に4年生に進級する者	下記の一つ以上に該当すること。 ①保護者が死亡。 ②単親家庭である。(母子家庭など) ③児童養護施設などの児童福祉施設・社会的養護の施設に暮らしている。 ④里親家庭に暮らしている。 ⑤生活保護世帯に暮らしている。	・年間を通じて開催されるプログラムに参加する意志があり、プログラム参加に際し健康上の支障がないこと。 ・2024年3月に開催するオリエンテーション・プログラムへの参加を確約できること。 ・オンラインプログラムに参加するための安定したインターネット環境を自身の責任で準備できること。
24	木下記念事業団奨学金(予約)	R5. 8. 30	給与	(年額) 600,000円	2名	5年生のうち、次年度に国立大学または所定の関西圏内の公立大学に編入学を希望している者。	・家族構成に応じた所定の年収を超えない者 例：子供2人の場合 給与収入700万円以下 事業所得490万円以下 ・保護者の保有する資産額の合計が2,000万円未満であること。	他の給与形式の奨学金の支給を受ける予定のない者。(併給不可。) No. 25との同時申請不可。
25	木下記念事業団奨学金(予約寮生)	R5. 8. 30	入寮		1～2名	3年生、5年生のうち、 ①②いずれかに該当する者 ①次年度に兵庫県内の所定の大学に編入学を希望している者。 ②次年度本校で4年生に進級予定または専攻科進学予定の者	・家族構成に応じた所定の年収を超えない者 例：子供2人以下の場合 給与収入800万円以下 事業所得560万円以下 自宅から90分以上、通学時間を超える者 ・保護者の保有する資産額の合計が2,000万円未満であること。	寮は神戸市、芦屋市、西宮市にある。 資料・入寮費原則無料。(光熱水費等は個人負担。) No. 24との同時申請不可。
26	神戸やまぶき財団奨学金 (高校時予約奨学生)	R5. 9. 15	給与	※入学一時金、学資奨学金、生活援助金支給のコース設定あり。 (財団の総合的な修学支援の必要性評価により決定、申込者の選択不可。)		兵庫県内に保護者が在住し、来年度4年生の者。(満20歳未満)	・障害者、要保護児童、または難病患者に該当する者。 ・申請者は、高等教育修学支援新制度にも申請することが条件。 ・他団体から奨学金を受給する場合、本奨学金の支給金額を調整して決定。 ・経済的な理由により就学が困難であると認められる方。 例：3人家族で世帯収入800万円(所得620万円)を目途。	当財団の奨学生もしくは過去に不採用の方の再申込不可。
27	神戸やまぶき財団奨学金 (大学等在籍者奨学生)	R5. 9. 15	給与			兵庫県内に保護者が在住し、今年度4年生・5年生または5年生で来年度大学への編入学予定者、専攻科1年生。 (各学年年齢制限有り)		
28	フソウ育英会(予約)	R5. 9. 30	給与	50,000円		①②いずれかに該当する者 ①次年度、本校で4年生に進級予定または専攻科進学予定の者。 ②次年度に、日本国内の四年制大学2年次または3年次へ編入学を希望している者。 ※ただし、令和6年度4月入学または進級時点で20歳以下であること。	給付期間：進学・進級月から卒業月までの正規の修学期間。(最大4年間)	学力基準：前年度の全履修科目の評定平均値が3.0以上であること。ただし、入学または進級する大学等に対して、学修意欲を有する判断(作文等での評価)できる場合は考慮する。 (例)今年度3年生で来年度4年生に進級する場合は、2年次の成績評価で判断。 家計基準：世帯の所得金額は選考基準の一つではあるが、応募に当たっては所得金額による制限はなし。
29	住友電工グループ社会貢献基金 ※締切期延長しました	申出締切：2023/9/15 17:00 提出締切：2023/9/19 17:00	給与	30,000円	1名	R5年度5年に在籍し、当基金が指定する大学の3年次への編入学を希望する者	月額の給付型奨学金総額は10万円以下。併給先連絡要。 ※総額に修学支援新制度の給付型奨学金、貸与型奨学金は含まない。	給付期間 大学3年編入者：令和6年4月分から最長2年または3年 面接選考有り。
30	神戸市大学奨学生(予約)	R5. 12. 22	給与	自宅： 15,000円 自宅外： 20,000円	2名	神戸市内に在住し、令和6年4月に大学(大学院・短期大学除く)に進学しようとする者。	日本学生支援機構、その他公私の団体または個人から、大学にかかる学費の給与もしくは貸与の予約を受けていない者(併給不可)。	
31	アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度	R6. 1. 31	給与	20,000円		現1～2年生対象	18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者またはがんにより主たる生活維持者を失った遺児。(一部成績基準あり。)	財団が定める所定の給与所得を超えない世帯 例：4人家族の場合 給与収入50万円以下 給与所得以外の所得245万円以下
32	本庄国際奨学財団	R6. 2. 29	給与	50,000円		現1年生対象	・日本の国公立大学(短大は除く)に編入または専攻科に進学を希望している者。 ・1学年の通年成績が評定平均値4.0以上であること。	次のいずれかに該当する者 ・主な家計支持者が(給与所得者の場合)1年間の収入が600万円以下(個人事業主の場合)1年間の収入が250万円以下 ・社会的養護が必要な人
33	コモン就学支援一時金	R6. 1. 25	給与	100,000円	1名	1～3年生で令和5年度後期授業料の納付期限前1年以内に該当する者。 ア 大規模災害等に被災し、居住している家庭が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた者。 イ 学費負担者が死亡した者 ウ 社会的養護を必要とする者 エ 学費負担者が非自発的な失職をした者 オ その他他各別に準ずる場	左記ア～オを満たす希望者が居なかった場合、次の優先順位で選考する者 カ 世帯全員員の住民税(市町村民・郡市町民)が非課税である者 キ 申請年度においてその前年度と同一学級にとどまっている者 ク 入学後意欲を受けていない者	給付時期：令和6年3月 ※一時金のため、継続的な支給は行われない。 ※他の給付型奨学金との併給は不可。
34	公益財団法人シマノ財団	R6. 4. 5	給与	25,000円	2名	現3年生対象 (令和6年度4月末時点で4年生)	・学業・人物共に優秀で経済的理由により修学が困難な者。 ・年1回の奨学生交流会(大阪)等、当財団の行事に出席できる者及び年2回の状況報告ができる者(交流会は19月中旬頃を予定)	他奨学金との併給は差しつかえないが、合計額は10万円を超えない範囲とする。(10万円を多額超える場合は応相談)